

可児市パブリックコメント(意見募集)の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

意見募集の集計結果			
政策等の名称	第6期可児市障がい者計画(案)		
意見募集期間	令和3年1月12日 ～ 令和3年2月1日		
意見の件数(提出者数)	4 件 (2 人)		
意見の取扱い (対応内容の分類)	分類	分類内容	件数
	修正	案を修正するもの	0 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	今後の参考とするもの	0 件
	その他	意見として伺ったもの	4 件

意見等の概要とそれに対する市の考え方			
No.	意見等の概要	意見の取扱いの分類	意見等に対する市の考え方
1	<p>P68、P88 地域・自治会及び障がい者差別について</p> <p>本案は、地域・自治会に過度に依存した内容であり、障がい者差別に対する解消策が示されていない現在の本案は、「可児市では生活できない」という結果を生むことになる。</p>	その他	<p>第6期可児市障がい者計画(案)は、P.34の基本理念で示したとおり障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまち、「地域共生社会」の実現をめざし、基本理念を「お互いを認め合い みんなが地域で育ち 自分らしく暮らせるまち」と掲げています。</p> <p>P.88の第6章「計画の推進体制」では、(2)団体、事業者等との連携で示したとおり、「社会福祉協議会、民生委員児童委員や各障がいに関する相談員、自治会やまちづくり協議会、地区社協等のコミュニティ組織、当事者団体、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。」としています。</p> <p>また、障がい者差別に対する解消については、P.77のNo.64で示したとおり「障がいのある人に対する差別解消や合理的配慮についての啓発を行います。また、差別解消などに関する相談や訴えに対応します。」としています。</p> <p>【修正なし】</p>

意見等の概要とそれに対する市の考え方			
No.	意見等の概要	意見の取扱いの分類	意見等に対する市の考え方
2	<p>P30、P48～49、P83～85 障がい者の就労について</p> <p>本案の「障がい者の就労に対する計画は」障がい者個別のニーズを反映しない、画一的な内容である。</p>	その他	<p>障がい者の就労支援にはその特性ゆえに多種多様なメニューがあります。一方でメニューの豊富さからどのメニューが自分に当てはまるのか分からないという声も聞きます。また、一般就労しても継続ができない等の声も聞きます。障がい者一人ひとりに個別のニーズがあることは承知しており、職員が個別のニーズに沿った対応をしているところです。そうした実情を反映し、P.83のNo.91で示したとおり「一般就労等をした障がいのある人について、生活面の課題解決や就労の継続を図るため、県や障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業所との連携のもとで、障がい者の就労定着支援を促進します。」としています。</p> <p>【修正なし】</p>
3	<p>本計画の策定について</p> <p>結果、本計画案の策定は「策定のための策定」であり、第1の当事者である障がい者不在のものである。</p>	その他	<p>P.19に示したとおり、サービス利用者393、障害福祉サービス事業者31、活動団体4、民生委員12にアンケート調査及びヒアリングを行った他、P.94に示した策定委員会名簿に記載のとおり、障がいをお持ちの当事者も計画策定に携わっています。</p> <p>また、広報かに2020年12月号(No.875)で障がい者計画にも触れ、障がいをお持ちの当事者の皆さんへの声掛けも心掛けています。</p> <p>【修正なし】</p>
4	<p>P25、P75 歩道の整備について</p> <p>P21～の調査・意見で、「施設のバリアフリー化」や「歩道の整備」など車いす移動者への対応を希望されている方が少なからずおられる。最近電動車いすに乗っておられる方を見かけることも多くなってきたようである。障がい者の方が自ら外へ出ようとされることは色々な意味で良い方向ではないかと思う。然しながら交通安全という面を考えると、(当市だけではないが)リスクが大きいのが現状だと思う。「歩道の整備」で、意見では「とても歩きづらい。でこぼこしていると、転倒にもつながり怖い」と述べておられる。私は、『歩道から歩道へ渡る時の歩道の端の状態の改善』を提案したい。</p> <p>歩道の端は、縁石が埋め込まれて少し高くなっているところが多い。従って、乗り越える時に危険が伴う。何故高くしてあるのか、法律上の問題なのか不明だが、これは是非早急に改善していただきたい。車道と同じ高さにするか、緩い傾斜をつけていただきたい。可児・新可児駅南東のクリーニング店の前あたりは、排水も兼ねて通行しやすくなっている。10数年前からは、自転車も歩道を走ることができるように法改正されたので、子どもや高齢者にも喜ばれると思われる。以上</p>	その他	<p>歩道には、歩道と車道の区分を明確にするための縁石があります。この縁石の高さは、車道に対して15cm以上とするよう、道路構造令(道路法に基づく内閣の命令)で決められています。バリアフリー新法の指針及び道路の移動等円滑化基準の運用指針において横断歩道等に接続する歩道と車道との段差は2cmを標準としています。自動車と歩行者の衝突を防いだり、視覚障がい者の方が車道を横断しないよう白杖で確認できる段差であり、盲導犬が信号の色を目で見て状況を判断しているのではなく交差点や歩道と車道の段差などではいったん止まるように訓練されていることによるものです。</p> <p>【修正なし】</p>